

鹿屋市指定介護予防支援事業所の指定等に関する規則の一部を改正する規則  
鹿屋市指定介護予防支援事業所の指定等に関する規則（平成18年鹿屋市規則第  
227号）の一部を次のように改正する。

第2条の見出し中「の申請等」を「を受けた旨の標示」に改め、同条第1項を削  
り、同条第2項を同条とする。

第3条及び第4条を削る。

第5条中「前3条」を「法第115条の22第1項」に改め、「指定、」の次に「法  
第115条の31において準用する法第70条の2の規定による」を、「又は」の次に  
「法第115条の25の規定による」を加え、「若しくは更新」を削り、同条を第3条  
とし、第6条を第4条とする。

第7条を削り、第8条を第5条とする。

別記第1号様式から別記第5号様式までを削る。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。